

第三回國會 大藏委員會會議錄 第十二号

昭和二十三年十一月二十九日(月曜日)

午後三時五十九分開議

出席委員

委員長 島村一郎君

理事 大上 可君 理事 梅林 時雄君

理事 堀江 實藏君

石原 登君 大澤嘉平治君

吉米地英俊君 松浦 榮君

松田 正一君 宮崎 靖君

川合 彰武君 佐藤觀次郎君

重井 鹿治君 中崎 敏君

細野三千雄君 松尾 トシ君

荒木萬壽夫君 喜多橋治郎君

山下 春江君 川野 芳滿君

内藤 友明君 本藤 恒松君

出席政府委員

大藏政務次官 堀田十一郎君

大藏事務官 黒金 泰美君

專賣局長官 原田 富一君

貿易局長官 永井幸太郎君

貿易廳次長 新井 茂君

委員外の出席者

議員 井上 良次君

議員 石原 圓吉君

議員 武藤 嘉一君

印刷局長 原 久一郎君

食糧管理局長官 安孫子藤吉君

商工事務官 稻益 繁君

専門員 黒田 久太君

十一月二十九日

大藏省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般會計からする繰

第一類第七号

大藏委員會會議錄

第十二号

昭和二十三年十一月二十九日

入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)

砂糖消費稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

製造たばこの定價の決定又は改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

復興金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

公認會計士法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十五名提出、衆法第五号)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

日本專賣公社法案(内閣提出第一二二号)

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

專賣局及び印刷局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

公認會計士法の一部を改正する法律案(佐藤觀次郎君外十五名提出、衆法第五号)

請願

一 取引高稅廢止に關する請願(松浦東介君外一名紹介)(第一五五号)

二 同(山口好一君外一名紹介)(第一六号)

三 塩專賣法特別に關する法律存続

等に關する請願(川野芳滿君紹介)(第四八号)

四 取引高稅廢止に關する請願外二件(宮崎靖君紹介)(第四九号)

五 下關市所在元海軍防備隊跡地及び施設物を農林省に移管の請願(坂本實君紹介)(第六八号)

六 新潟縣の臺雪地帯住民に對する課稅輕減の請願(神山榮一君紹介)(第一〇五号)

七 宮崎縣に國民金融公社支社設置及び資金割當増額の請願(川野芳滿君紹介)(第一一四号)

八 織物消費稅法の一部を改正する請願(荆木一久君外二名紹介)(第一二六号)

九 加工水産物及び漁業用資材に對する取引高稅免除の請願(石原圓吉君紹介)(第一二七号)

一〇 医薬品類に對する取引高稅免除の請願(早稻田柳右エ門君外一名紹介)(第一二八号)

一一 旧新井崎軍用跡地無償拂下の請願(大石ヨシエ君紹介)(第一五六号)

一二 加工水産物及び漁業用資材に對する取引高稅免除の請願外二件(石原圓吉君紹介)(第一六九号)

一三 美容師に對する取引高稅免除の請願(内藤友明君紹介)(第一七〇号)

一四 同(武田キヨ君外一名紹介)(第一七八号)

一五 毛筆に對する物品稅免除の請

願(武田キヨ君外一名紹介)(第一七九号)

一六 医薬品類に對する取引高稅免除の請願(柳原幸君紹介)(第一八〇号)

一七 同(栗井淳二君紹介)(第一九〇号)

一八 取引高稅廢止に關する請願外二件(佐々木盛雄君紹介)(第二〇一号)

一九 同居家族に對する所得稅の改正に關する請願(松原一彦君紹介)(第二二二号)

二〇 織物消費稅の輕減並びに織物價格差益金等に關する請願(馬場秀夫君外二名紹介)(第二四五号)

二一 玩具類に對する物品稅輕減の請願(馬場秀夫君外二名紹介)(第二四六号)

二二 取引高稅廢止に關する請願(山本幸一君紹介)(第二五一号)

二三 白鳥神社境内の一部拂下の請願(成田知巳君紹介)(第二六〇号)

二四 輸出陶磁器製品に對する取引高稅免除の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二六一号)

二五 質屋業に對する取引高稅免除の請願(細川八十八君紹介)(第二六二号)

二六 織物消費稅の輕減並びに織物價格差益金等に關する請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二六三三号)

二七 義務教育施設のため國有財産無償拂下の請願(山本幸一君紹介)(第二八四号)

二八 土地台帳法及び家屋台帳法の一部改正に關する請願(山本幸一君紹介)(第二八九号)

二九 美容師に對する取引高稅免除の請願(川合彰武君紹介)(第二九二号)

三〇 加工水産物に對する取引高稅免除の請願(早稻田柳右エ門君紹介)(第二九三三号)

三一 指宿溫泉における溫泉熱利用自給製塩存続の請願(上林山榮吉君紹介)(第三一〇号)

三二 滿州難民救済借入金償還に關する請願(川合彰武君紹介)(第三三二一号)

三三 滿州引揚者所持証券處理に關する請願(川合彰武君紹介)(第三三三二一号)

三四 取引高稅に關する請願(櫻内義雄君紹介)(第三四〇号)

三五 写真技術家に對する取引高稅免除の請願(坂東幸太郎君外一名紹介)(第三四四号)

三六 酒類の増産及び密造取締強化の請願(武藤嘉一君紹介)(第三五七号)

三七 加工水産物に對する取引高稅免除の請願(馬越晃君紹介)(第三五八号)

三八 喫煙用具に對する物品稅の免稅点引上に關する請願(叶山君紹介)(第三六〇号)

三九 織物消費稅の輕減並びに織物

價格差益金等に関する請願（關根久藏君紹介）（第三六五号）

四〇 取引高税廃止に関する請願外二件（佐々木盛雄君紹介）（第三六九号）

四一 美容師に対する取引高税免除の請願（井谷正吉君紹介）（第三八九号）

四二 クリーニング業に対する取引高税免除の請願（吉川兼光君紹介）（第三九〇号）

四三 美容師に対する取引高税免除の請願（上林山榮吉君紹介）（第三九七号）

四四 加工水産物に対する取引高税免除の請願（櫻内義雄君紹介）（第四一八号）

四五 取引高税廃止に関する請願（佐々木盛雄君紹介）（第四二一号）

四六 同（上林山榮吉君紹介）（第四二五号）

四七 織物消費税の軽減並びに織物價格差益金等に関する請願（植原悦二郎君紹介）（第四三六号）

四八 ラジオ受信機類に対する物品税軽減の請願（山本猛夫君紹介）（第四四六号）

四九 学習用算盤に対する物品税軽減の請願（田中源三郎君紹介）（第四五〇号）

五〇 清涼飲料水に対する課税軽減等の請願（早稻田柳右エ門君紹介）（第四五九号）

五一 専任技術家に対する取引高税免除の請願（早稻田柳右エ門君紹介）（第五一六号）

五三 外食飲食業に対する取引高税廃止の請願（赤松勇君紹介）（第五二一号）

五四 医薬品類に対する取引高税免除の請願（早稻田柳右エ門君紹介）（第五二八号）

五五 織物消費税の軽減並びに織物價格差益金等に関する請願（神山榮一君紹介）（第五七五号）

五六 給與所得税源泉徴収付代行に関する請願（山花秀雄君紹介）（第五七六号）

五七 石川町に税務署設置の請願（山下春江君紹介）（第六二四号）

五八 旧松戸陸軍工兵学校施設を新制中学に拂下の請願（澁谷雄太郎君外二名紹介）（第六四一号）

五九 茶に対する物品税撤廃の請願（岡野繁蔵君外百七十六名紹介）（第六四六号）

六〇 取引高税廃止に関する請願（坂本實君紹介）（第六四七号）

六一 人工甘味料に対する物品税引下の請願（有田二郎君紹介）（第六四八号）

六二 平釜式塩田助成の請願（豊澤豊雄君紹介）（第六六三号）

〇島村委員長 これより会議を開きます。

専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案並びに金融機関再建整備法の一部を改正する法律案の両案につきましては、昨日質疑を打ち切りましたので、これより討論に入ります。

〇大上委員 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案並びに専賣局及び印刷局特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、それら「質疑を了せられたと思ひますので、討論を省略せられてただちに採決に入られんことを望みます。

〇島村委員長 大上君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇島村委員長 御異議なしと認めます。ただちに採決に入ります。右両案に賛成の諸君の御起立を求めます。

「議員起立」

〇島村委員長 起立議員。右両案は可決確定いたしました。

〇島村委員長 次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案に対する質疑に入ります。川合委員。

〇川合委員 これは提案理由の説明の中、第一点並びに第二点はわれわれの了承するところでありましたが、第三点のすなわち農業調整委員会に関する費用を今年度に限つてこの会計の所屬とする処置を講ずる、という点は、どういふわけでこゝろいふような措置を講じたか。本来ならばこれはやはり一般行政費として処置すべき問題である。かように考へておられますが、これに対する政府当局の所信を伺います。

〇安孫子説明員 これは大蔵省當局から御答弁願つた方が適當じやないかと思ひますが、経過を申し上げてみたいと思ひます。この農業調整委員会に要する経費は、一般行政費の性質を持つものでありますから、性質から申しますと、私どもとしては一般会計において負担することが適當であるという見解を持つておつたのであります。

〇島村委員長 折衝いたしましたので、当時の財政状況からであらうかと想定いたされてますけれども、第二國會におきまして御審議の結果、予算上食糧管理特別会計において負担するような結論を得ておるのであります。第二國會におきまして通過いたしましたこの予算案を實行いたしますについても、現在の食糧管理特別会計においては、はたして出せるであらうかどうかということ、法制局ともいろいろ検討を重ねておつたのであります。

〇島村委員長 御異議ありませんか。

〇井上良次君 審議中ではなはだ申しかねますが、今御審議願つております食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、実はこの案に盛られております内容は、われわれが關係しております農林委員会が非常に問題

になつたのでありまして、實を申ししますと、食糧管理特別会計の中において、特に食糧行政の必要上やむを得ない支出はこれを消費者負担にするのもやぶさかでないのですけれども、最近大蔵當局のやつております経過を見ますと、財源難ということの一つの理由にして、あらゆるものが消費者の負担にかけられる傾向が最近非常に強くなつて來ておることです。

〇島村委員長 戦前の自由経済の時代においても、かほどにひどい中間マージンはなかつたのであります。政府が食糧管理をして操作するために、消費者負担がそれだけ多くふえておるといふこの事實を、大蔵當局はよく見なければなりません。じかに再び今度當然政府が負担すべき食糧管理特別会計の食糧の人員費あるいは事務費、こゝろいふものを消費者に轉嫁しておるのであります。これは政府が持つべきであります。さらに今度新しくここに提案されまして、農業調整委員会の経費約九億四千万円というこの経費は——農業調整委員会というものは消費者の配給操作に必要な機関ではないのであります。これは食糧増産の必要上あるいは食糧の円滑なる供出上つくる機関でありまして、消費者方面に關係する経費ではないのであります。それを何ゆゑに消費者に負担させなければならぬか。今日一般勤勞大衆がどれほど大きなインフレのあらしの中に苦しい生活をしておるかといふことは、政府の給與改訂

において、みなひし／＼と身にしみて
いるのです。しかるにその名前をかえ
て、そうしてこれを消費者負担に轉嫁
して行くということは何ゆゑか、われ
われはかくのごとき、手をかえ、品をか
えるというか、あるいはやり方をかえ
て、何とかして大衆のふところをねら
おうとするのやり方には反対であり
ます。これはよくあなたの方考えなけれ
ばならぬ。あなたが政務次官としてこ
こにおいてになります、これを暴露
したら、選挙に当選できませんよ。で
すからこれはよほどあなたの方もお考
えになつて、当然その法律で定められ
ておるところの農業災害共済組合の災害
保険の一部負担は本年になつてはかけ
てないのですよ。法律でついてもよい
ものはとらないで、法律でそれ
とも規則でそれともなつていないもの
をこゝで出してゐる。そんなめちやく
ちやなことをやられてはかなわぬ。そ
この点を明確にしてもらわなければい
かぬ。これは当然とつてもいいと思
います、とれますか。もしとれな
いというならば、この九億四千万円と
いう金はいつからいつの分の金です
か。農業調整委員会はこの十一月に選
挙をやりました、十二月から発足した
しますから、本年度かりに予算ができ
たといたしましても、これは御承知の
通り十二月から来々三月までの四箇月
分の経費ですが、四箇月分の経費とし
て九億四千万円も一体何に使おうとい
うのですか。七月に法律は施行せられ
ましたが、ただちに農業調整委員会は
各村にできておりません。実際選挙す
るのは十一月に選挙するのであつて、
まだできていない。できてゐるのは中

央審議会だけです。しかるに十二月
から来々三月までに九億四千万円
の金をどうして使おうというのです
か。この点を明確にしていだきた
い。

○塚田政府委員 井上議員の御意見は
まことにこもつともなのであります、
これはおそろく来るべき年度において
は再考慮が必ず行われるべき性質のも
と考へてゐるのであります。従つて法
案にも本年度を限るといふよになつ
ておるのであります。ただ今度のこの
法案につきましても、第二國會に
おいてすでに予算の方が審議を経て行
つております、御指摘のやうなところ
の點御了承をお願いしたいといふこ
と、従つてそんな關係でありますか
ら、九億四千万円という費用は七月か
ら十二月までの分として一應あるわけ
であります。御指摘のやうに委員会が
できておらぬといふことであれば、お
そらくそれに対して剰余ができて来る
といふことになると思ひます。その点
御了承願ひます。

○井上良次君 いま一点お許し願ひた
いと思ひますが、これを見ております
と、政府の方では大体本年度主要食糧
三千二百萬石の買入れを了して、さら
に二月末までに全体を買ひ上げよう
といふのであります。ところが問題は、
最近われ／＼が各消費地をまわつて見
ますと、政府の買ひ上げましたものが至
るところで滞り、これが雨ざらし
になつて、非常な腐敗と欠損を生じて
ゐる。この腐敗と欠損は一体だれが負
担するかといへば、食糧管理局の特別
会計の負担になつてしまふのです。こ

ういう損害を平氣で一方において出
ておきながら、そして一方金が足らぬ
からという追加予算を要求して来る
といふやり方は、われ／＼は承諾できな
い。本年は、わ／＼が農作で、相当上まわ
つて供出されるであらう。超過供出金
も昨年と比べれば非常に引上げられま
したし、そういう点について出荷、配
給、輸送等に對する万端の計画を立て
なければならぬのにかかわらず、何ら
それらの対策がうまく立てられていな
いために、ついに大消費地において
は——大消費地のみならず、中小消費
地でも一掃であります、いもの配給
を至る所で断つてゐます。多い所では
十日も断つており、少くとも五、六
日あるいは二、三日のいもの配給を断
つてゐる。食糧が不足して外國食糧に
までたよらなければ日本にないのに、
日本でつくつた主要食糧が消費者から
辞退される、この事態を政府は何
と見るか。そういうことを平氣でやつ
ておいて、一方で金が足らぬから金を
出せといふやり方は、消費者側から言
つても、國の經濟をわれ／＼が審議す
る場合においても見のがすことができ
ないことです。さらにこれを包んでお
ります包装がごとく雨ざらしにな
つて、せつかく役に立つものが役に立
たない。遂にこれを動かすことができ
ずして公園側は手をあげてしまつた
ので、そこで農林省はしかたがない
から、各公園に向つて、その後は自由
処分にしてよろしいといふやうなこと
を言つてゐる。あれは金を出して買
上げた包装ですよ、それを自由処分に
してよいといふことにするならば、一
体その負担はだれが持つのですか。そ

れはみんな食糧特別会計に穴があいて
来るのですよ。そういうところをあな
た方はちつとも検討を加えずに、ただ
金が足りないから、ほいそれかといふ
のでやつたら、國民の負担は重くなる
ばかりです。そこら辺はよく考へてや
つてもらはぬとだめだ。この点に對す
るあなたのお考へはどうですか。

○塚田政府委員 いろいろ具體的な問
題について御指摘をいただいて、ま
ことに恐縮に存じておるわけでありま
す。現在の配給機構そのもののまずさ
というか、いろいろ原因がありまし
て、予期のように運行しておらぬ。従
つて配給すべきものも辞退されたり、
御指摘のやうなたくさんの方々ができ
ておるといふことは私も承知して、
非常に恐縮かつ遺憾に存じておるわけ
であります。その結果が結局消費者の
方々に実にならない負担をおかけして
おるといふことになつておることも承
知しております。何とかしてこの事態
をできるだけ早く解決して、負担を輕
減したいといふやうに、今一生懸命研
究はさせております。ただその問題
と、本法案の運轉資金をひとつやし
ていたきたいといふ問題は、これは
運轉資金をふやしていただくまし
ても、それがそのまま國民の負担にな
るといふ意味のものではありません
ので、その點御了承をお願いしたい、こ
ういふわけであります。

○井上良次君 最後にしからば、さき
に政府當局は、農業調整委員会は大体
本年の臨時的地方であつて、來年はこ
れを除く、こゝう御明言をいただ
いたのであります、さらに進んで私が
今指摘いたしましたやうに、食糧管理

特別会計の中には、また消費者負担の
中には、食糧の人員費、事務費が大体
私の計算するところによると五百億余
含まれてゐる。これは集荷とか、ある
いは倉庫とか、あるいはまた輸送と
か、当然消費者の負担でたれも納得
し得るものならなくとも、政府が食
糧操作及び全体の行政をやらなければ
ならぬ責任にあるにかかわらず、それ
を消費者に轉嫁をさせておるこの事實
を大蔵當局は目をつぶつてもよろうては
かなわぬ。だからこれはどうしても政
府負担にとつてもならなければいか
ぬ。そして食糧の人員費、事務費の中
で消費者負担になつてゐる部分を取除
くやうに次年度から考へ願ひたいと
思ひますが、この点に對する政府當局
の御意見を伺ひたい。

○塚田政府委員 ただいまの御趣旨
よく承知いたしましたので、十分研究
いたしまして御希望に沿うやうに努力
いたします。

○堀江委員 先ほど質問がありまし
たやうに、生産者價格と消費者價格と
の差額が一石に對して千六百円くらい
あるわけがあります。どういふわけ
でその差額を千六百円もつけなければな
らぬか、その具體的な内訳を御説明願
ひたいのであります。

○安孫子説明員 生産者價格と消費者
價格との差額は、主として運送費のブ
ールあるいは集荷に要する経費、また
食糧配給公園のマージンその他のもの
が入つておるのであります。その具體
的数字はただいま手持ちいたしておりま
せんので、資料を整備いたしまして別
途申し上げたいと思ひます。御了承願
ひます。

○島村委員長 それでは資料のそろいますまで質疑を中止いたしましたして、次の問題に移ります。

○島村委員長 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては昨日質疑を打ち切りましたので、これより討論に入ります。討論は通告順によつて発言を許します。大上君。

○大上委員 たいま議題となつております貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、私は民主自由党を代表いたしまして賛成の意を表するものであります。

わが國經濟再建の刻下の施策は種々あると思ひますが、なかんずく貿易部門に關するものについては、特に助成する必要があると思ひます。その一方策としての貿易資金の増加は當然のことでありまして、従つてこれを認めるとなると、行政的取扱ひも既存の方法と異なることは、万やむを得ないと思ひます。かかる意味におきまして、全体を慎重審議の結果、賛成の意を表するものであります。

○島村委員長 佐藤朝次郎君。
○佐藤(觀)委員 貿易資金特別会計法の一部改正に關する法律案につきましては、御承知のように貿易資金といふものが世間一般にとかくの評がありまして、むしろこういう問題は特別委員会をつくつて、これが検討をするに値する重要な問題だと思ひます。けれども御承知のように、資金が枯渇いたしてありますので、この際やむなくこれを認めることにいたしましたして、社会党を代表して賛成する次第であります。

○島村委員長 梅林時雄君。

○梅林委員 たいま議題と相なつております貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案に、民主黨を代表いたしまして賛成の意を表すると同時に、この際一言政府に申し上げておきたいと思ひるのであります。

わが國の戰後經濟の安定と再建が、外國貿易の振興に依存しなければならぬことは、私が今申し上げるまでもないのであります。今こそ貿易立國の國是のもとに、祖國再建のために最善を盡さねばならぬ重大なときであります。このときにあたりまして、先般吉田内閣は、貿易振興の美名のもとに、貿易廳を内閣に移すやにわれ／＼は聞き及んだのであります。が、わが黨は當時政府に對して、かかる措置は斷固として排除すべきである。すなわち再建途上にあるわが國において、貿易を不振に陥れるところの施策であるとともに、われ／＼は黨議においてもこれに絕對反對するといふことは、當時申し上げた通りであります。

その理由をいたしましては、第一に、現貿易廳は、昭和二十一年三月連合軍司令部の覺書によりまして、貿易の一元化、すなわちこれの実行機關として性格づけられていたのであります。かかる実務的な性格を持つておるものを、内閣に移すことは大きな誤りではないか。

また第二には、先般來同僚諸君よりもお話がありました、生産より遊離した貿易はあり得ない。なかんずくかかる貿易方式のもとに、飢饉輸出をも覚悟せねばならぬわが國の今日の状況下において、貿易と生産とは同一性格のものである。この生産經濟を握る商

工省と貿易廳とが、全然分離されるなどというがことは、とうてい考えがたいことである。

また第三には貿易廳を内閣に移すとき、經濟安定本部貿易局との關係は非常に複雑になつて来る。

第四に、機構の改革は新機構が軌道に乗るまでの間には、ある期間空白を生ずることは万やむを得ないことである。昨年に比し、實際上われ／＼が見るところによるならば、輸出停滯のきざしを見るのであります。われ／＼は寸陰を惜しんで輸出振興をはからねばならぬこの重大なときに、惡影響を及ぼすような機構改革のごときは、斷じてわれ／＼の組みし得ないところであります。

われ／＼は吉田内閣においてこのやうなことを申されましたときに、先ほど申し上げましたごとく、その申入れをいたしたのであります。が、この機会に重ねて申し上げまして、政府御當局の反省を促したいと思ひるのであります。

以上所見を述べまして、賛成の意を表する次第であります。

○島村委員長 次に堀江實藏君。
○堀江委員 貿易資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、私は労働者農民黨を代表いたしまして、反對の意思を表明いたしたいと思ひのであります。

先日來政府委員から説明を承つたのであります。現在の貿易が日本の犠牲において輸出がされている。いわゆる日本のダンピングのような形になつてゐる。貿易の振興が日本の經濟再建にとつて最も重大なことは異論のないところであります。しかるにその貿易のやり方そのものの根本が整つていない。いろ／＼例証をあげてみると長くなりまゝから省略いたしますが、われわれの理解する程度においては、こうした貿易狀態が続くことによつて、日本の經濟復興はますます遅れて行くと考えざるを得ない。その意味におきまして、この貿易機構を改善すべきであるといふことを強く主張し、特に爲替の一本レートを早くきめなかつたならば、日本の生産そのものが萎縮してしまはしないか。またこうした貿易を続けることによつて、日本が非常な經濟的支配を受けるやうな立場になりはしないか。特にこうした貿易の狀態において、相當な赤字が出るとわれ／＼は考へる。その赤字が一般國民に税金の形をもつて負担せしめられることは、これは現在の問題でなくして、將來にとつて非常に大きな問題になると考へざるを得ないわけでありまして、そういう諸点から今回の借入金限度、融通証券の発行限度を引上げる必要がある程度あることは認めるにやぶさかでないものであります。が、そうした貿易のやり方の根本的な問題について、これでは實際困るといふ意味におきまして、この案に對して反對する次第であります。

○島村委員長 これにて討論は終了いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○島村委員長 起立多数。よつて本案は可決確定いたしました。

○島村委員長 次日本專賣公社法案を議題といたします。

○大上委員 日本專賣公社法案につきましては、いろ／＼それ／＼質疑が出ましたので、もう質疑を打ち切られて、討論に入られんことをお願いいたします。

○島村委員長 たいま大上委員の動議に御異議ありませんか。
〔賛成「反對」を呼ぶ者あり〕
○島村委員長 それでは起立をもつて採決いたします。大上君の動議に賛成の方の御起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○島村委員長 起立多数。よつて質疑はこれをもつて打ち切ります。

これより日本專賣公社法案につきまして討論に入ります。
○川合委員 私は日本社会黨を代表いたしまして、議題になつております日本專賣公社法案に對しまして、修正の意見を提出するものであります。

があつた通りに、まだこの法案は不完全のそりを免れないというように思ふのであります。われ／＼として、ほん少し時間的余裕があるならば、さらにこれに検討を加へ、そして完全なものを作成したい、かように考えておるのであります。諸般の客観的情勢にかんがみまして、われ／＼は一應改善の策をいたしまして、原案の不完全を補う意味において、若干の修正案を提出したい、かように考えるのであります。

そこで修正案を逐次申し上げます。まず第九條であります。第九條は「事業事業審議會を置く」ということになつておりました。これは今後の公社の運営の上において、民主的な運営の方法を取入れるための機関として、非常に有意義なものと考えるのであります。しかしながらその審議會の構成メンバーといふものは、「学識経験のある者の中から、大蔵大臣が任命する」とあつて、ややもすれば前官吏の人とか、あるいはまた学者的の人といふやうに、非常に限局されるような規定になつておるのであります。そこでこれをわれ／＼としましては、第九條の四項に「学識経験のある者」の次に「業たばこを耕作する者及び公社職員の中から」と改めて、すなわち学識経験のある者以外に、「業たばこを耕作する者及び公社職員の中から、大蔵大臣が任命する。」といふやうにいたしました。廣くこの委員を選ば、ことに生産者の立場にある業たばこを耕作する人、あるいはまた公社の職員として産業に關係の深い、そういうような人々を委員の中に加へるといふことは、審議會の

運用をして一層円滑にせしめ、同時にまた審議會の効果をより以上發揮せしめるゆゑではないかと、かように考えるのであります。

次に修正案として第十二條であります。これは「總裁及び監事は、審議會の推薦に基き、大蔵大臣が任命する。」といふことになつておるのであります。私はこの事實公社の内容からいまして、もう少し總裁といふものの權威を高め、同時に責任を明確にするといふ必要がある。また同時にこの責任を明確ならしめ、また權威を持つたところの事實公社の總裁に對しては、國會がいろいろの發言權を得ておくと、かようなことも必要ではないかと考えて、第十二條を次のごとく改めたいと思ふのであります。すなわち「總裁は、審議會の推薦に基き、兩議院の同意を得て、内閣が任命する。2、總裁の任命において、衆議院が同意して參議院が同意しない場合には、日本國憲法第六十七條第二項の場合の例により、衆議院の同意をもつて兩議院の同意とする。3、監事は、審議會の推薦に基き、大蔵大臣が任命する。」といふのであります。この点はこの法案とほぼ同一目的を持つたところの日本鐵道におきましては、この修正案と同じような方法によつて總裁が任命されることが規定されております。私は國有鐵道と事實公社との比重を考えた場合において、これも同様の間に差異がないといふやうに考えまして、先ほど申し上げましたように總裁の權威を高め、かつまた責任の所在を明らかにし、同時に國會がこれに對して一應の發言權を申し上げますか、とに

かく任命に關與するということをした方がよろしいのではないかと、かように考えまして、この十二條を今申し上げたやうに修正したいと考えております。

次は第十六條であります。第十六條の2の「及」及び職員」とあるを削りた、かように考えるのであります。この第十六條は役職員の兼職の制限を規定してあるであります。役員の場合においては申すまでもなく、原案のごとく「國會又は地方公共團體の議會の議員であることができない」といふ点は了承するものであります。私は役員と職員とを同様扱つて、兼職の制限をすることは不当ではないかといふやうに思ふのであります。職員の場合においては役員の下で使われる使用人的なものであつて、國家に対する責任は、さういふやうな難い面においてのみ責任を負ふ。従つてさういふやうな難い面において責任を負う人たちに對して、基本的人權を剝奪するようなことは、新憲法の趣旨から考え、かつまた労働者としての職員の人たちの状態から考えて、これは不當であるといふやうに考える。従つて第十六條の2のうち「及び職員」とあるを削つて、職員は兼職の制限から除外したい、かように考えるものであります。

次は第二十六條であります。これは全文を削除したいと思ふのであります。すなわちその要點とすると、これは、災害その他により事故の発生したとき、災害の発生が予想される場合において警戒を必要とするとき、労働基準法第三十二條第三十五條または第四十條の規定にかかわらず、職員をして

その勤務時間を越え、または時間外勤務あるいは休日勤務をさせることがで、これはもう労働基準法において當然のこととして掲げられてゐるのであつて、あえてここでこのような規定を設ける必要はないと思ふのであります。さういふやうな何ら實質的効果のない規定をわざと設けて、いたづらに關係の労働者を刺戟するといふことは、立法者として避くべき点であるといふやうな念慮からいたしまして、私は二十六條の全文を削除する修正案を提出する次第であります。

次は第四十五條であります。第四十五條は大蔵大臣の監督規定が明記されておるのであります。その第二項に「大蔵大臣は、必要がある」と認めるときは、公社に對して業務に關し監督上必要な命令をすることができると。といふことになつておるのであります。ところが先ほどの審議會にありました通りに、審議會の機能といふものを活発に活用してもらいたいといふようなことから考えると、私はもし大蔵大臣がよく事態を考えずにやつた場合においては、獨斷的な監督命令を出し得る余地がある。さういふやうなことは、いわゆる官僚主義としてわれ／＼がつとに排斥してゐるところであります。従ひまして、私は幸いに審議會のあることにかんがみまして、もし監督命令を出す場合においては、審議會の諮問を要する。すなわち第四十五條2の「命令をすることができ」という規定の次に、「但しこの場合は審議會の諮問を要する。」といふやうに

いたしました。獨斷を排し、同時に審議會の機能といふものを有意義に活用したい、かような念願からいたしました。私はこの修正を提出する次第であります。

以上申し上げたやうな次第でありますので、どうか各党各派におかれまして、われ／＼のこの修正意見に同調せられまして、ぜひともこの修正案の通過するやうに御協力をお願いしたい、かようにお願いいたします。修正案の提出理由を申し上げる次第であります。

○島村委員長 次は宮崎君。

○宮崎委員 私は民主自由党を代表いたしまして、社会党代表の川合委員から御提案になりました修正案に對して意見を申し上げたいと思ひます。御提案の趣旨を拜承いたしました。字句その他御検討の数々につきまして、少くも敬意を表するものであります。元來わが党の立場からいいますと、この日本事實公社法案はその筋の示唆に基きものであります。現在原案となつております公社法案に對しましても、わが党の根本的政策から考えますと、未だ満足を感じることができないものであります。すべからず官營事業は適當の機会に、適當の方法におきましてこれを民營化して参りたい。これを具體的に申すならば、かかる公共事業を形成いたします場合には、いづ／＼な観点からいいますと、あるいは資本構成の立場等から考えてみますならば、この資本の半額は民間に開放したかどうか。單に專賣局のその事業財産をそのまま出資して資本を構

成するといふような行き方は、ただ行政と企業との分離だといふ名のもとに現われるものであつて、事實はほとんどこの事實事業の民営化といふことに近ずいておられない。かような点はわれわれは民自由党の黨員といはしめて、はなはだもの足りないものであります。せめてもこの際には通貨の縮小政策の一翼をもちまして、政府財産を民間に拂い下げまして、そして一種の特殊な株式形体でもつくりまして、市場金利と見合いましたところの優先配当を保障する、政府に資金の余裕がございましたら買入、償却等の機会も與える。その運営についての審議会は民間からも相當の委員をあげまして、官民合同の運営をなす、かようなことがわが党の政策といはしまして当然生れて参ります事實事業の民営化の方法であります。それらとこの法案といふものはいまだ遠く離れておりまして、われわれはもしその筋の態度がなく、示唆がないといはしますならば、全面的に反対したいような立場でありますけれども、現在の状態からいまして、わが党といはしましては来るべき近き將來におきまして、この公社の抜本的改組といふことにつきまして、熱意をもつて國民のために検討する用意を持つてゐることを言明いたしまして、この際原案を支持したい立場にございませう。従つて川合委員からの御発言、御研究の点は、前段申し上げましたように、ことごとく敬意を表するものでありますけれども、修正案の第二十六條のごときは、わが党といはしましては遺憾ながら全面的削除には應じかねるような状態でございます。この点はあ

てて反対せんがための反対ではございませぬ。わが党の主義、主張から考えまして、せめて第二十六條の全文削除等は原案のままにしたいと思つた。第十二條二項のごとき、國會の権限を拡大してまでといふような川合委員の御考案に對しましては、もとより私どもは決して異議を申し述べたものではございませぬ。法案自体の性質から申し上げまして、わが党としましては遺憾ながら原案を全面的に支持いたしません。せつかくの御修正の御案でございますが、これに對して反対の意見を表明するものであります。

○島村委員長 荒木委員。

○荒木委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま議題となつております事實公社法案に對しまして、賛成の意見を申し述べたいと存じます。そもそも公社形態が最近法制として取入れられるに至りました事情は、いわば唐突の間に起つたことであります。わが國としましては公社の制度そのものに習熟していない、同時にまた政府當局としましては、必ずしも公社の制度に對しての自信が十分におありであらうとも考えられない節があるのであります。さうな意味において、公社そのものの検討は、本質的にわが國みずからの制度として取入れる見地からいたしまして、今後の検討にまつべき点が多々あらうかと存するのであります。しかしながら事實公社法案が取上げざるを得ない状況に立ち至りました前後の事情を考えあわせまして、やむを得ることと考える次第であります。従いまして先ほど川合委員から御指摘になりましたような諸点につ

いて修正を加へることによりまして、いわば原案のより一層の民主化といふものは、事實事業の一層の能率の向上等の見地からまことに適切な修正の御意見であらうかと存じまして、川合委員の御述べになりました修正意見に對しましては全面的に賛成の意を表するものであります。さらにその修正の部分を除きます原案に對しましては、種々検討を加へる余地は当然残つておると存じますが、この際は、そのことに一触れることを避けまして、やむを得ざる事情等を勘案いたしまして、修正部分を除いた原案に賛成の意を表するものであります。ただ公聴會等において各公述人から申し述べられたような、たとえば事實事業法、なかなか公益事業関係の事業法の旧態依然たること、あるいはまたアルゴール事實を一元的に取扱わなかつたこと、あるいはまた、用語がふさわしくはございませぬけれども、悪いタバコを高く買つてのまざるを得ない状況等は、まことに遺憾千萬であります。これまたやむを得ない事情も了解しないではございませぬ。本法案そのものではございませぬけれども、これに関連いたしましていろいろな点につきまして、政府當局の今後の改善御努力に期待いたしまして、以上をもつて民主黨を代表いたしまして討論を終る次第でございます。

○島村委員長 内藤君。

○内藤委員 社会党からお出しになりましたこの修正案に國民協同黨は賛成いたします。これを除く原案はむろん賛成であります。

○島村委員長 堀江君。

○堀江委員 社会党から出ました修正案に對しては反対であります。これではわれわれの考へてゐる事實公社の民主化なり能率化がまだ不十分である。それから公共企業体の従業員を何とかして優遇するといふようなことも、この修正案には入つていませんので、この修正案に反対します。それから原案にはもちろん絶対反対であります。もう一つ希望意見として述べたいことは、こうした重大な法案を短時日に審議せよといふような態度なり、また委員長のような取扱いに對しても、もつと改めてもらいたいといふことを要求しておきます。

○島村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○島村委員長 次に日本委員会に付託されました公認會計士法の一部を改正する法律案を議題といたします。佐藤君。

公認會計士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和二十三年十一月二十九日

提出者

佐藤 次郎	大上 司
島村 一郎	宮崎 靖
川合 彰武	島田 晋作
重井 鹿治	馬場 秀夫
細野 三千雄	松尾 トシ
荒木 萬壽夫	梅林 時雄
山下 春江	早稻田 柳右エ門
内藤 友明	堀江 實藏

公認會計士法の一部を改正する法律

公認會計士法(昭和二十三年法律

第三百号の一部を次のように改正する。

第五十七條第二項第一号中「計理士」の次に「及び稅務代理士」を加う。

附 則

この法律は、昭和二十三年十二月一日から施行する。

○佐藤(觀)委員 稅務代理士の業務は、会社の財務關係特に法人稅の申告について最初に財務表をつくり、これについて法人稅の申告を稅務當局に提出して説明、折衝をすることになつております。法人稅の正しい記載、申告のために、会社の經營者は稅務代理士に会社の財務表をつくり、これを検討することを求むるのが習慣であつて、それに基いて會計事務にやいての忠告をする機会を持つものであります。稅務代理士の約半数は、現在計理士として登録されてないが、稅務及び會計の問題について実務的な豊富な經驗を有しているのであります。われわれはこれら計理士でない稅務代理士にも、公認會計士の特別試験に應ずる資格を與えられることを切望します。この意味で本案を提出するわけでありませう。

何とぞ皆様の御賛成を得まして本法案の通過をお願いいたしまして、私の簡単な御説明にかゝる次第であります。

○大上委員 ただいま議題になりました公認會計士法の一部を改正する法律案につきましては、ただいま提案者の佐藤君の説明によつて、質疑を打ち切りまして、採決に入られんことを望みます。

○島村委員長 質疑はこれで打ち切ります。

して討論を省略、ただちに採決するようになり、動議であります、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○島村委員長 起立総員。よつて本案は可決いたしました。

〔委員長退席、大上委員長代理着席〕

○大上委員長代理 これよりただいままで本委員会に付託されております請願六十二件の審査に入りたいと存じます。日程順によりまして紹介議員のお見えになつておられますものから、同趣旨の請願につきましては一括して審査を進めて行きたいと思ひます。

それでは日程第五七石川町に税務署設置の請願文書第六二四号を議題として、まず紹介議員のお方の御紹介をお願いします。山下春江君。

○山下(春)委員 福島縣石川郡は縣の南部に位し、面積五百三十平方キロ、戸数一万三千戸、人口七万七千人を有し、農産、畜産、林産、鉱産その他各種資源に富むたかにして、地方の産業経済非常に活発なる現況を示して、その將來は期してまづべきものがあり、縣下においても有力なる郡を構成する実情であります。しかして当地方にはいまだに地方産業経済の発展と密接不可分の關係を有する税務署の設置なく、あまつさえ目下二つの税務署の管轄下に属することは、地域的にも明瞭なるごとく、地方民の不利不便はとうてい忍びがたいものがあり、特に官廳民主化の

声強く叫ばれる今日、はなはだ遺憾とするところであります。よつて地方民は地方の産業経済の消長を支配すべき長い封建制と罵まれたい環境を脱し、とかく課税の負担に苦しむ暗い日常生活を清算して、すみやかに地方の福利民福を企図して、円滑なる税務行政の運営確立に寄與したい念頭切なるものがありますとともに、税務署の設置こそ、当地方に課せられたる刻下焦眉の急務と確信するものであります。つ

いては郡の中央部に位し、郡下の産業、経済、文化の中心地である石川町に、税務署を新設されますことは、八万郡民の総意による多年の要望であります。願くは事情御察察の上、ぜひこの切なる懇請を御許可くださるべく、格別の御審議を賜りますよう、ここにお願いいたす次第であります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見がありましたら伺ひます。

○塚田政府委員 ただいま山下議員御紹介の請願の御趣旨を伺つておりますと、まことにごもつともな節が多々あるのであります。ことに政府の最近の方針をいたしまして、なるべく税務機構を強化する。しこうしてその強化の一つの現われといたしまして、財務局、税務署の増設ということが一つの方向となつております。その方向にも合致いたしておりますし、かたぐたいまいお伺ひしたような事情は十分に承知いたしましたから、なるべく早い機会に十分研究いたしまして、御希望に應じられるように努力いたしたい。かように思います。

○大上委員長代理 次に日程第九、第一二、第三〇、第三七及び第四四加工水産物及び漁業用資材に対する取引高税免除の請願を一括議題とし紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○石原國吉君 この請願は五つになつておりますが、趣旨は同様でありますから一括して説明をいたしたいと思ひます。請願人は三重縣志摩郡和具町漁業会田中猪之助ほか二十二名、同三重縣牟婁郡尾鷲漁業会長浜田正平ほか十名、三重縣度会郡神前村漁業会長小林伊太郎ほか六名、三重縣南牟婁郡井田村漁業会長上平虎市ほか十二名であります。

請願の要旨は鮮魚並びに塩干魚にして鮮魚代替となるものの取引高税は課せられていないが、その他のものは課せられており、また漁業者の最も必要とする資材はもろもろ賦課せられてゐる。なおこれが一般物價を高騰して、ために漁業経営に大なる支障を來してゐる現状であるから、これが即時撤廃を切願する。理由、一、九月一日取引高税が課せられてより、大衆課税として農漁村、都市を問わず、またにその非難の声が高い。政府がこの賦課を断行するに至つたことには、いろいろの原因が存在することはもちろんであるけれども、これが大衆課税としての悪税たることは、現にインフレ下

に苦しんでゐる國民にとつては、言をまたないことである。國民の主食に關するものはこれを除く方針のようであるけれども、主食に次いで蛋白質資源として最も必要な漁業に、その一部とは言へ賦課のあることは、不合理なこ

とでなからうか。まして國民の主食に比すべき漁業の増産の基礎となる資材にこれを課して、荷受を阻害してゐることは、將來恐るべき結果を來すことと思はれるので、漁業者としては特にこれの即時撤廃を庶幾する次第であります。

以上の理由でありますので、よろしく御採択をお願いいたします。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があれば伺ひます。

○塚田政府委員 ただいま石原議員の御紹介の、加工水産物の取引高税を撤廃するという御請願の御趣旨は、まことにごもつともでありますので、ぜひこれを實現いたしたいと考えております。ただ御承知のように政府は取引高税全般について、これを何とかして撤廃したいという方針のもとに、今日でもなお鋭意努力いたしておる段階にありますので、もしそれが成就できますれば、全廃ということによつて御希望が達せられるということになると御了承願ひたいと思ひます。

○大上委員長代理 次に日程第一、第二、第四、第一八、第二二、第三四、第四〇、第四五、第四六、第五二、第六〇、これだけが取引高税廃止に關する請願となつておりますので、一括いたしまして紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○宮崎委員 ただいま一括審査に入つております請願について、要旨を御説明いたします。ただいま石原國吉議員から水産、加工物に対する取引高税撤廃の請願の御趣旨の御説明がありまして、ここに一括されておりますところ

の案件は、ことごとく取引高税に關するものであります。政府當局からすでに御弁明の点及び御所信の一端もお漏らしがあつたわけでありまして、政府當局の御言明に全幅の信頼を抱いて、ぜひこの請願が達成せられますよう御願ひいたしたいと存じます。

○大上委員長代理 次に日程第三六、酒類の増産及び密造取締強化の請願、文書表第三五七号につきまして、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○武藤嘉一君 本年度の酒類生産高は、連合軍の特別な御配慮によりまして、昨年より多少増加いたしておりますが、しかしながら過去大正年間間の酒類の非常に製造の多かつた時代に比べますと、まだ六分の一ないし五分の一の状態であるのであります。しかるに一方税額は非常に激増いたしまして、これが脱税をはかるため、密造酒が過比例的に横行してゐるのであります。實際一升千円に近い市價では、國民大衆はこれを口にすることが不可能であります。またかくのごとき高率なる酒税は國民の担税力を無視したところのものとなさなければならぬのであります。私はこの酒類の製造業者及び署名捺印を持つて添りました五千名の業者を代表いたしまして申し上げるのでございますが、酒は決して奢侈品ではないのであります。これをもし善用いたしますならば、はなはだ勤勞大衆の生産意欲を刺激しますところの最もいい百業の長であるのであります。従つてかくのごとき高率なる税を課せられております結果といたしまして、ただいま申しました通りに、密造

酒は全國至るところに横行いたしてあります。またこれがために業者の賣れ行きは非常に不振であるのでありまして、小賣業者の実情ははなはだ憂慮すべき状態にあるのであります。はなはだしきに至りますならば、御承知であらうと思いますが、正式なルートの酒を扱います小賣の販賣業者が、そのかたわらにおいて密造酒をやはり扱っているというふうな、はなはだ不合理、かつ違法なる現象が至るところ都會において見受けられる状態であるのであります。ゆえにこれはどういたしましても、この際酒税のもつと適正なる課税方針をとつていただきたいのが、第一の眼目であります。この酒税の適正な引下げが実現できないといいたしますならば、何とぞ酒類の増産に対しまして、大蔵省が特に御配慮と、なおこの上の御盡力をお願いしたいのであります。これが本請願の第一の趣旨であります。

次いで申し上げたいのは、密造酒の取締りであります。この密造酒の取締りも各地方によりましてまだ十分に徹底いたしません。取締りの官吏はこれに對して勇氣がないと申しますか、誠意がないと申しますか、地方によりますれば、その取締りはきわめて緩慢であるのであります。また所によりますならば、國家警察、自治警察は密造の取締りに對しまして、税務署と協力するにあまり積極的でない所にあるのであります。かくのごとき状態でありますならば、この密造者はますます増加、かつ跋扈いたしまして、遂には酒を取扱つておりますものは、ことごとくその生活を奪われることにならう

と恐れるものであります。ことに申し上げたいのは、この密造者の大部分が本来の日本人ではないのでありまして、第三國人がおそらく九割以上を占めてゐるのであります。かくのごとき事情でありますから、ぜひ政府におかれましては、この際密造の取締りに對して一段と御盡力をお願いしたいのであります。この請願の第二の目的であるのであります。アメリカ合衆國におきましては、財務省に麻酔薬部というふうなものを設けられまして、この麻酔薬の密輸入その他に對しまして、あるいは密造の取締りその他に對しまして、特別の専門の警察を財務省に設置されておるのであります。わが日本の大蔵省におかれましては、國家財政の確保、酒税の確保に徴収できるといふ見地から、何とぞ大蔵省内に密造取締りのために特別の警察隊を設置せられますことを、この際要請するものであります。本請願は紹介議員の選挙区五千名の署名をもつて特に大蔵省にお願ひする次第であります。各委員におかれましては、願わくはこの酒税の適正、かつまた酒税の確保が、わが國財政においては所得税に次ぐところの税源の大なるものでございまして、特に委員會におかれましては御援助、御支援を賜わりたいと思ふ次第であります。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺ひます。

○塚田政府委員 ただいまの武蔵議員の御紹介の請願の趣旨は、政府の方針とまづた合致いたしておるのであります。政府のすでにとりました方針は、増石をいたしまして、値段を多少

引下げたい。それが酒に對する國民の立場からの考え方と最もよくマッチすると考へておる次第でございます。従つてできるだけその方向に現在も努力いたしたつてありますし、今後努力いたすということでも御了承をお願いいたしたいと存じます。

次に密造の防止ということにつきましては、これまでまさにその通りでなくしてはならないのでありまして、この密造が非常に今日の酒税の收入の上に大きく響いておる、また食糧の観点からも好ましくないといふことをよく承知いたしておりますので、今後一層徹底いたしまして、その取締りを強化して参りたいと存じております。御了承願ひしたいと思います。

○武蔵第一君 ちよつと政府委員に特別にお尋ねいたしますが、名古屋財務局管内において最近数百名の警察官を動員いたしまして、一齊に密造の取締りをせられまして、非常に成績を上げたのであります。しかるに名古屋財務局の申しますには、かような一齊検査、取締りが非常に密造取締りのために有効適切であることは万々承知しているけれども、何分予算がないから実行困難である、こう申しておるのであります。大蔵省におかれましては、もし税金がりと上ることでありますならば、取締りのために多少予算をおとりになつても、差引き國庫の收入はふえると思ひますから、この点につきまして、密造取締りのために必要なる経費があらますれば、特に密造取締りのため予算を支出くださるよう切望する次第であります。

○塚田政府委員 御趣旨はよく承ひいたしました。今度の追加予算におきましても、多少徴税のための費用の追加が御協賛願ひと存じますので、そういう面に十分費用をまわしまして、徹底いたしたいと考へております。

○大上委員長代理 次に日程第五三、外食券食費に對する取引高税廃止の請願、文書第五二二号を議題とし、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○佐藤(觀)委員 かわつて説明いたします。本請願の要旨は、外食券食費は労働者、学生その他の貧困者を顧客とするもので、従つて該營業に取引高税を課することは不当であり、またこのやうな微々たる營業をもつてしては、どういふ課税の負担にたえることができない。ついでにはすみやかに外食券食營業に對する取引高税を廃止されたいといふのであります。

何とぞすみやかに御審議の上、御採択あらんことを希望いたします。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺ひます。

○塚田政府委員 本請願につきましては、取引高税を廃止するといふ方針のもとに、これがかつた財源等について目下研究中であります。なお本件請願については十分考慮いたしたいと思つております。

○大上委員長代理 次に日程第一三、第一四、第二九、第四一及び第四三、美容師に對する取引高税免除の請願につきまして、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。川合君。

○川合委員 美容師に對する取引高税免除の請願は、ほとんど各党の議員か

らみな紹介されておるわけでありまして、これはよくよくしく私から申し上げる必要もない問題でありまして、実は取引高税の創設の際に、本来ならば當然これを除外すべきであつたものを、當時大蔵當局において、その税額が的確に把握できないといふやうなことからいたしまして、ほかの除外品とは別個の扱いのもとに一應取引高税の對象として参つたのであります。今日各婦人、ことに勤勞女性がパーマネントをかけることは、衛生的見地から言つても、かつまた経済の見地から言つても、これはきわめて好ましいものである。従つてしかもこういふやうなものにかけ、同時にまた一方美容師といふものはまづた勤勞的な勤勞であります。従ひまして勤勞行為にかけるといふこと自体が不合理でありまして、この点はちよつと男性の場合においては床屋さんにかけない。床屋さんを除外すると同一の趣旨のもとに、ぜひとも美容師に對する取引高税の免除をお願いしたい、かように考へておるのであります。おそろく各議員におかれましては必ず大賛成になると思ひますので、すみやかに採択せられんことをお願いいたします。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺ひます。

○塚田政府委員 美容師の取引高税の廃止の御請願につきましては、政府においてもまづた賛成でございます。ただこれを實現する行き方といたしましては、先ほど加工水産物の場合に申し述べましたように、取引高税を全廃するといふ形においてこれを實現いたしたいと考へております。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺ひます。

○塚田政府委員 美容師の取引高税の廃止の御請願につきましては、政府においてもまづた賛成でございます。ただこれを實現する行き方といたしましては、先ほど加工水産物の場合に申し述べましたように、取引高税を全廃するといふ形においてこれを實現いたしたいと考へております。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺ひます。

○大上委員長代理 次に日程第三、満州難民救済借入金償還に関する請願、並びに日程第三、満州引揚者所持証券処理に関する請願。まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○川合委員 ただいまの両請願は、満蒙同胞援護会会長平島敏夫氏より請願されたものでありますが、これは前国会以来しばしば問題になったのでありまして、満州の難民、すなわち終戦後満州における日本人に対していろいろな救済処置をしなければいけない。ところが日本の行政機関というものは壊滅してしまつた。そこで自主的な方法として、在満同胞がお互いに金を少し出し合つて、そして一應政府の代行機関に金を貸したわけでありました。その額が満州のみで六億五千九百万円というところになつております。この金の使途の実態から見ますならば、当然当時の在満の日本行政官廳が行政費として支出すべきであるにかかわらず、その送金の方法がないとかいうようなことからしまして、一般邦人から借りて、そして難民救済に當つたというような実情であります。従いましてこれは当然貸した人に政府として返すべき性質のものと考えております。ただ問題は、これはいろいろな対外関係がありますので、おそろく日本の政府としては、これはもうすでに御存じの通り、これは、対外関係のみがこの実現を阻止しておるといふやうなわけでありまして、どうかあの満州から引揚げた人たちの窮状に思いを寄せられまして、国会もまた政府も、関係筋に対してこの請願者の趣旨が早く実行に移されるように御努力願いたいという意味におい

て、ぜひとも御採択願いたい、かように考えるのであります。

次の満州引揚者所持証券処理に関する件であります。これは終戦後におきましては、在外同胞は証券を本國に持参して来るのが困難であつたわけでありまして、私自身も朝鮮からの引揚者であります。一体どういふものは所持してはならないというやうになつておつたのであります。ところが満州におきましてはその後方針をかえまして、向うで保管されておつたところの在満同胞の証券類をば、わざ／＼日本に送つて来てくれたわけでありまして、ところがこれが昭和二十年の十一月二十四日大蔵省令第九十五号改正規定に基きまして、現在たな上げ保管されてあるというやうな実情であります。これまた先ほどの請願同様、日本の政府としてはおそろく元所持者に返したという御意思は持つてゐることは想像にかたからぬのであります。ところがこれまた対外筋の関係におきまして、なか／＼これが実現に移されないというやうな実情であります。しかし満州からの引揚者がどういふ状態にあるかというところは先ほど述べた通りであります。従いましてこれまた國會の諸君も、同時にまた政府におかれても、どうか関係筋に対してこのたな上げ保管を早く解除してもうやうな意図を表わしてもうやうな必要ではないかという意味におきまして、本請願をぜひとも御採択あらんことを希望する次第であります。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見がありますれば伺います。

○塚田政府委員 ただいま川合委員から紹介の二つの請願の趣旨は、私どももよく今までも聞いて承知いたしております。そしてその状態は御指摘の通りの状態で、対外関係がまだ解決しないために、御希望のやうな解決がつかずにおる。しかし政府の氣持といたしましては、何とかして差上げたという氣持は持つておりますことは申すまでもありませんので、そういう事情をなべく誠意をもつて早く解決いたしたいと、御希望に沿うやうに努力いたしたいと考えております。

○大上委員長代理 次は日程第六、新潟縣の豪雪地帯住民に対する課税軽減の請願、文書表第一〇五号に関する紹介議員の御紹介をお願いします。

○山下委員 豪雪地帯における雪害による住民の苦痛は、古來繼續しておるものであります。最近におけるがごとき過重の負担は、無雪地帯の一般國民もほとんどその限度を越えるがごとき状態においては、もはやまづたゞ危急存亡に關する重大なる問題となつてゐるのでございます。課税は公平が第一義であらねばならぬと存するのであります。従ひまして、この最も顯著なるハンデキャップを何としても取上げていただき、窮乏にあえぐ豪雪地帯民の不公平なる塗炭の苦しみも、一日も早く救済せられんことを切望してやまないところであります。ここに不備ながら資料を添へまして、即時御採択を願ひいたす次第であります。もとよりこれが実施には技術的に相當難問題の伴ふことはお察しできますが、さりとて着手せざれば、當局各位もその不公平を是認

しておられながら、今日に至つてなお實現せられておらぬのでありまして、もはやこの重税下においては、躊躇を許さざる緊迫下にあるのであります。から、御勇断をもつて即時豪雪地帯の減税問題を取上げ、一日も早く実施せられんことを、住民一同にかわり切願する次第でございます。何とぞ御採択のほどをお願い申し上げます。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらば承ります。

○塚田政府委員 ただいま山下委員から御紹介いただきました請願の趣旨は、実は私も豪雪地帯の生れでありまして、実に身をもつてよく体験をして、その趣旨におきましてはまづたゞ賛成であります。租税はただいま御指摘の通り負担力に應じてかける。そうして公平にするということが當然の建前であるべきであります。もし今までもそういう面においての考慮が、非常に乏しかつたということも争われない事実だと考えておるのであります。従つて今後の税制の改革もしくは徴税の実態面などの両面の考慮におきまして、十分御請願の趣旨が達成できますやうに努力いたしたいと存しております。

○大上委員長代理 次は日程第二〇、第二六、第三九、第四七、第五五、織物消費税の軽減並びに織物價格差益金等に関する請願を議題とし、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○荒木委員 絹、人絹織物の消費税は、現在まで四〇％を製造場より搬出する際に徴収されております。綿、スワ織物の一〇％課税率に比べまして、

絹、人絹織物は從來よりぜいたく品であるとのゆゑをもちまして、はるかに高率に決定されてゐるのであります。が、戦時中から終戦後の今日まで、國內における生活必需品の重要な一環として、政府配給計画遂行上果した役割は実に大きく、今日においては必需衣料として不可欠の地位を占めてゐる次第であります。そういう観点からいたしまして、絹、人絹織物に対する税率を現行に即した税率に改めていただきたい。さらにまたさうな必需機業でありますがゆゑに、織物價格差益金を撤廃していただきたい。さらにまた取引高税についても、絹、人絹織物につきましては、撤廃していただきたいというのが請願の趣旨でございます。さらにまた同一趣旨におきまして、電気絶縁用の織維製品についてでございますが、この織維製品はテープとスリッドとに二大別されるのであります。が、電気機器の製作や修理に必要不可欠のものを得ない生産復興の重要資材であつて、これなくしては大は発電機、電氣機関車から、小は電動機、変圧器、通信機等に至る一切の電氣機器は考へることができないという性質のものであります。このため商工省の機械局が中心となりまして、原糸の創出から生産配給に至るまで、嚴格な規格統制を行い、全國わずから四十五名の選ばれた業者は、画期的増産のためでありまして、さうな重要な基礎産業になつてはならない、重要製品に對しまする織物消費税につきましては、格別の考慮をしていただきたい。かような請願の趣旨であります。

絹、人絹織物は從來よりぜいたく品であるとのゆゑをもちまして、はるかに高率に決定されてゐるのであります。が、戦時中から終戦後の今日まで、國內における生活必需品の重要な一環として、政府配給計画遂行上果した役割は実に大きく、今日においては必需衣料として不可欠の地位を占めてゐる次第であります。そういう観点からいたしまして、絹、人絹織物に対する税率を現行に即した税率に改めていただきたい。さらにまたさうな必需機業でありますがゆゑに、織物價格差益金を撤廃していただきたい。さらにまた取引高税についても、絹、人絹織物につきましては、撤廃していただきたいというのが請願の趣旨でございます。さらにまた同一趣旨におきまして、電気絶縁用の織維製品についてでございますが、この織維製品はテープとスリッドとに二大別されるのであります。が、電気機器の製作や修理に必要不可欠のものを得ない生産復興の重要資材であつて、これなくしては大は発電機、電氣機関車から、小は電動機、変圧器、通信機等に至る一切の電氣機器は考へることができないという性質のものであります。このため商工省の機械局が中心となりまして、原糸の創出から生産配給に至るまで、嚴格な規格統制を行い、全國わずから四十五名の選ばれた業者は、画期的増産のためでありまして、さうな重要な基礎産業になつてはならない、重要製品に對しまする織物消費税につきましては、格別の考慮をしていただきたい。かような請願の趣旨であります。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があらますれば伺います。

○塚田政府委員 ただいまの同請願につきましましては、御請願の趣旨にもつもの節が多々ありますので、実は先般來いり／＼研究をいたしておるのであります。また結論に到達しておらぬのであります。なお御趣旨を体して十分研究をいたしてみたいと考えておる次第であります。

○大上委員長代理 次に日程第二十四、輸出陶磁器製品に関する取引高税免除の請願、並びに日程第二十五、質屋業に対する取引高税免除の請願を議題とし、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○荒木委員 先般実施されました取引高税は、輸出奨励の趣旨によりまして、輸出取引に對しましては、非課税となつておりますが、陶磁器の実情は、生産者より輸出業者に渡すまで、各工程ごとに課税の対象となり、業界の大多數を占めます中小業者の負担となつておりますのに対し、少数の大企業者は非課税の恩恵を受けることとなりま。

か。かくては中小企業者の生産意欲は削減せられ、輸出阻害を招来することと存ぜられます。よつて本税は即時廃止せられんことを切望いたします。もし廃止不能の場合は、現在実施されつつある陶磁器物品取扱のぐとく、原料免税承認申告の方式を應用して、企業の大小を問はず、公平な御処置に御改正相なるようにお願い申し上げます。

次は質屋業に對する取引高税免除の請願であります。質屋業が大衆金融機關としての使命にかんがみまして、質屋業に對して取引高税を免除していただきたいという趣旨でございます。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見がございましたら伺います。

○塚田政府委員 ただいま御紹介の二つの請願のうち、質屋業に對する取引高税を免除するといふ件は、政府においても異存はございません。

それから輸出陶磁器に對する免税といふ点は、いり／＼不備な点があるといふことは御指摘の通りに私も感じております。但しその不備は取引高税そのものの持つておる不備であるように感じておりますので、こゝういふ不備欠点をなくしますためにも、税金全般をせひ廃止したいといふふうに考へておる次第でありますから、こゝういふ形において同請願とも実現したいといふ、こゝういふように存じております。

○大上委員長代理 次に日程第三十五、写真技術家に對する取引高税免除の請願を議題とし、まず紹介議員の御紹介をお願いします。

○荒木委員 請願の趣旨を申し上げます。現在施行中の取引高税は、國家財政上の要求によるものといひましても、写真撮影技術家に對しまする課税は適當でないと思ひまして、全面的の廃止を切望するのでございます。こゝに写真技術家はその写真一般大衆的な、しかも社會文化の發展に寄與する意味合いにおきましても、全國的に行き渡つておりまして、同時にまた

写真技術家の教養と知識によつて、營業としてその努力によりまして得ましたいわば藝術品とも見るべきでございます。これを通常の物品と同じように考へて取引高税が課せられるといふことは、写真技術家として承服し得ないところでございまして、日本文化藝術の發展のために、全國八千名の写真撮影技術家が連署いたしまして請願を申し上げ、先ほど御紹介申し上げる取引高税の廃止方を請願に及んだやうな次第でございます。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對し、政府の方で御意見があらまれば伺います。

○塚田政府委員 写真業に對する取引高税の廃止の問題は、御指摘のやうな理由も確かにあると存じておるのであります。ただ最終結論に到達いたしますまでに、なお若干研究をする必要のある点がございますので、目下研究をいたしておる段階にあるといふことを申し上げておきたいと思ひます。但し取引高税全般に對しまして、政府はこれを廃止したいといふ意向であることは、先般來繰返して申し上げる通りでありますので、こゝういふ形において御希望はせひ成就したい、こゝういふように存じておる次第であります。

○大上委員長代理 日程第一〇、第一六、第五四、医薬品類に對する取引高税免除の請願、文書表第一二八、第一八〇、第五二八号を議題とします。紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○梅林委員 請願者中村泰輔君、紹介議員早稻田柳右エ門君にかかりまして御紹介申し上げます。医薬品の取引高税に對する免除の請願でございます。まして、財政の確立を目指して創設せられた取引高税につきまして御当局におきましてもいり／＼考慮せられたことと存じます。詳細は請願者の趣意書をこらんとございまして、何分の御配慮を賜わらんことを切望いたします。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對して、政府の方で御意見がございましたら伺います。

○塚田政府委員 医薬品の取引高税につきましましては、御請願の趣旨はごもつと存じております。ただ御請願の中にあります項目全部についてこれを廃止するか、そのうちに順位を付して行くかといふことにつきまして、なお若干研究の余地が残つておるよう存じますので、今もつぱら研究を進めておる段階であります。さう御了承願ひます。

○大上委員長代理 次に日程第五〇、清涼飲料水に對する課税軽減等の請願、文書表第四五九号を議題とし、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○荒木委員 清涼飲料水はその税法を根本的に廃止していただきたい。但し無税を絶對的に要請するものではなくて、物品税の中の成類に属して二割程度の課税ならば甘受できます。嗜好飲料には現在物品税内類の五割課税でありますから、これを成類の二割に引下げていただきたいという請願の要旨でございます。その理由といたしますところは、酒精飲料、清涼嗜好飲料の税が他とはなほだしくかけ離れた高税をかける理由がない、それが一つ。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見がございましたら伺います。

○塚田政府委員 清涼飲料に関する課税の御請願の趣旨のうち、同種類のものとの権衡を失つておるといふ点、さらに今の税率が高いために非常に買れなくなつて、結局において減収するといふ点につきましては、なお若干政府におきましても計数的に研究する余地があると思つておるのであります。もしそのやうな事実が確かに本年度の実績においてあるといたしますれば、これは考慮いたさなければならぬ、かように感じております。ただその場合にこれをどの程度まで引下げるといふ点については、なお今後研究をいたしまして善処したい、かように考えております。

○大上委員長代理 次に日程第四九、学童用算盤に対する物品税軽減の請願、文書表第四五〇号を議題とし、紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○梅林委員 田中源三郎君にかわりまして紹介申し上げます。ただいまの議題のそばんにつきましては、わが國古來から利用されておるものでございまして、實際面においてはその実用價值は御存じの通りである。確かに現在学童の使用するもの等についても課せられておるような次第であります。請願書にその詳細はございますが、御当局におきまして、請願者の趣旨を御了承願ひまして、何分の御配慮を賜わらんことを切望する次第であります。

○大上委員長 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があれば承ります。

○塚田政府委員 この請願の趣旨は、物品税法施行規則第二十六條第八号の規定による物品指定の件、昭和十八年に交付されておりました、その中に小学校または中学校生徒の用いるそばんについては、これは免税をするというにいたしましたので、この請願の趣旨は達せられておると存ずるのであります。その点どういふことになつていますか、なお実施面で実現せられておらぬということであれば……。

○梅林委員 これは物品税率の引下げができていない、また免税点も設定せられていない。これらの業者が軽工業的のものであるから、特にこの点を御配慮願つて実施願ひたいと思ひます。

○大上委員長代理 次に日程第五九、茶に対する物品税撤廃の請願、文書表第六四六号を議題とし、まず紹介議員の方の御紹介をお願いします。

○山下委員 紹介議員岡野繁藏君外百七十六名によるお茶に対する物品税撤廃の請願の趣旨を申し上げます。本邦製茶はこれを輸出いたしましたは祖國再建に資し、これを移出いたしましたは國民保健を助ける重要産業であり、その隆替は、地方國家經濟に影響するところ少なからずとせん。しかるに茶業は戰爭中極度に圧縮を加えられて衰退いたしておることを遺憾といたし、茶業者は立つてその復興に努力いたしつづあるのであります。本年は内外ともに不振のため、業者は多大の打撃をこうむり、前途まことに憂慮にたえない窮狀にあります。今この不振の原因を検討いたしますればその原因は、一、二にとどまりませんが、當面の主因は物品税賦課にあることを斷言いたします。従價二割または五割の高率は茶價を高騰せしめ、取引の円滑を阻害すること絶大であります。およそ農産物にして物品税を課せられるものは製茶以外にない、しかも生活必需品たる製茶にこの課税をなすに至つては、悪税たることは疑いをいれません。よつてわれらは從來しばしば當局に撤廃を陳情いたしました、在昔今日に及んでおります。すなわち全國茶業者は一丸となり、まず物品税を撤廃して、發展阻害の障壁を除去し、しかる後茶業振興の計画を樹立し、もつて生産進展の道を開く急なるを確信いたし、去る十月二十四日全國茶業者大会を静岡市に開き、満場一致をもつて茶に對する物品税撤廃要求の宣言決議をいたしました。われら全國茶業者は團結して現下の茶業不振を打開するため、貿

易振興、品質改善をはかるとともに、まず惡税たる物品税を撤廃し、もつて茶業復興の目的達成に邁進せんことを期する、右決議する、という決議をいたした次第でありまして、右撤廃方につき、特別の御配慮を煩わしたく請願いたした次第であります。

○大上委員長代理 ただいまの請願に對しまして、政府の方で御意見があれば承ります。

○塚田政府委員 ただいまのお茶に對する請願は、前会期に多少税率を引下げて、今日の段階で実現し得ると思つて、今日の改正を加えたのであります。さらに今回の御請願は、物品税を全廢してほしいという御趣旨のようでありまして、なお一層研究してみたいと考えます。

○大上委員長代理 ただいままでに御紹介になりました各請願の採否の決定につきましては、次会に譲りたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後六時二十二分休憩

午後十一時五十分開議

〔以下筆記〕

○島村委員長 休憩前に引続き會議を開きます。明日は午前零時五分より開会いたしたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議がないようでありますので、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十一分散會

〔参照〕
貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
事實局及び印刷局特別會計法の一部を改正する法律案 (内閣提出)
金融機關再建整備法の一部を改正する法律案 (内閣提出第三四号)
公認會計士法の一部を改正する法律案 (佐藤龍次郎君外十五名提出)
に關する報告書
〔都合により別冊に一括集録〕

昭和二十四年一月二十九日印刷

昭和二十四年一月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局